

2008 年度事業計画

1 . 仲裁、調停等諸事業の実施

スポーツ仲裁、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁及び特定調停合意に基づくスポーツ調停関連諸規則に拠って、当機構事業を行う。

2 . スポーツ仲裁法研究会の開催

スポーツ仲裁及び調停、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁、スポーツに関する法等の研究を行い、当機構仲裁人調停人候補者である研究会メンバーがそれら等に対する理解を一層深めまた研究の成果を公表することにより大方の認識を広めることに資する。年 3 回程度(うち 1 回は関西)の開催を予定である。

3 . スポーツ仲裁シンポジウムの開催

当機構は 2004 年度以降毎年度下記の通りシンポジウムを開催してきたが、それ等 4 回の経験と成果をふまえ、本年度は競技団体、アスリートを主たる対象として、スポーツ仲裁、調停、スポーツに関する法の意義と重要性等に関し一層の理解を深めて貰うことに加え、新たにドーピング仲裁をもテーマとして掲げ、2007 年度と同様に第 4 四半期における開催を予定している。

(記)

第 1 回 04-11-14 日本経済新聞社と共催

第 2 回 05-11-26 上智大学法科大学院主催、当機構は立教大学ビジネスロー研究所並びに同学ウエルネス研究所とともに協力機関

第 3 回 06-11-25 大阪市と共催

第 4 回 08-03-22 日本アンチ・ドーピング機構と共催

4 . ドーピング紛争仲裁調査研究について

当機構は、文部科学省委託事業「ドーピング防止活動の推進」のうち「ドーピング紛争仲裁に関する調査研究」の委託先となるべく準備を進めている。具体的な計画としては、機構内に新たにドーピング仲裁研究委員会とその中にワーキンググループを設置して研究を実施するが、当面は CAS

の仲裁判断を分析、それを中核に調査研究の報告書を取りまとめることとなる。

5 . 事前相談、問い合わせ案件への対応

当機構事務局に持ち込まれる事前相談、問い合わせ案件は、事務局来訪、メール、電話及びファックスによるものであるが、適切かつ円滑な対応に努める。

6 . 法人化準備作業

当機構は、公益法人改革による新制度制定とともに、法人化に向けての準備を開始することとなるが、2008年10月以降と言われている新制度法の施行時期を見極めつつ、計算書類の整備、定款案、設立趣意書等関係書類の作成を進めていきたい。

7 . 文献収集、公表

スポーツ仲裁、調停、ドーピング仲裁、スポーツ関連法等に関する内外の文献収集及び文献リストの作成、ホームページ等での公表を積極的に行っていきたい。

8 . 情報交換

諸外国におけるスポーツ仲裁機関との継続的な情報交換を行う。

9 . その他

当機構規程第4条に定める事業のうち必要と認められるものを行う。

以上